

農業農村整備事業（公共）

【164,000百万円】

対策のポイント

老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策や担い手の農地集積の加速化、農業の高付加価値化等のための水田の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・基幹的な農業水利施設の老朽化の進行や、集中豪雨や地震等の自然災害の激甚化に対応した防災・減災対策を強化して推進することが必要です。
- ・農業の生産性向上、担い手への農地集積の加速化のためには、狭小・不整形の農地の大区画化や汎用化、畑地かんがい等を推進する必要があります。

政策目標

- 基幹水利施設の機能診断済みの割合
（約4割（22年度）→約7割（28年度））
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率
（約2割（23年度）→約6割（28年度））
- 基盤整備実施地区における担い手への農地集積率 約8割以上（28年度）

<主な内容>

1. 農業水利施設の長寿命化対策等

老朽化した農業水利施設の機能診断や補修・更新、集中豪雨による農村地域の湛水防止対策等を実施します。

国営かんがい排水事業	33,289百万円の内数
国営総合農地防災事業	9,732百万円の内数
農村地域防災減災事業	20,473百万円
地すべり対策事業	1,854百万円
水資源機構かんがい排水事業	1,850百万円
国庫負担率・補助率：2/3、1/2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

2. 農業水利施設等の耐震対策

基幹的な農業水利施設やため池等についての耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事等を実施します。

国営かんがい排水事業	33,289百万円の内数
国営総合農地防災事業	9,732百万円の内数
震災対策農業水利施設整備事業	28,400百万円
国庫負担率・補助率：2/3、1/2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

3. 農業の基盤強化対策

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を図る水田の大区画化・汎用化や畑地かんがい、用水路のパイプライン化等を実施します。

国営かんがい排水事業	33,289百万円の内数
国営農地再編整備事業	3,930百万円
農業競争力強化基盤整備事業	19,789百万円
農業基盤整備促進事業	29,587百万円
農業水利施設保全合理化事業	14,000百万円
国庫負担率・補助率：2/3、1/2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695（直））]

森林整備事業・治山事業（公共）

【127,039百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向けた間伐や路網整備の実施により地域経済の再生と山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、近年の集中豪雨等に伴う山地災害の頻発を踏まえた治山対策の推進による山地の強靱化を進めます。

<背景／課題>

- ・森林・林業を再生し、地域経済の活性化や山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）を確保するため、間伐や路網整備等を推進する必要があります。
- ・また、近年、集中豪雨や地震等に伴う山地災害が全国各地で発生しており、東海地震等により被害発生のおそれがある地域における防災力強化が喫緊の課題です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加（約5万2千集落（20年度）→約5万6千集落（25年度））

<主要内容>

1. 森林整備事業

66,539百万円

- （1）集約化に取り組んでいる地域等において、計画的に行われる間伐やこれと一体となった森林作業道、林業専用道の路網整備等を支援します。

森林環境保全直接支援事業 20,039百万円
林業専用道整備対策 21,660百万円
国費率：10／10、1／2、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- （2）所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を発揮させる観点から、公的主体による間伐等の森林整備を支援します。

環境林整備事業 5,000百万円
水源林造成事業 16,500百万円
国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

2. 治山事業

60,500百万円

- (1) 集中豪雨等により被災した緊急性の高い荒廃山地の復旧整備等の前倒しを行い、地域の安全・安心を確保します。

復旧治山事業 37,647百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 東海、東南海地震等の地震動・津波により被害が発生するおそれのある地域において緊急的に山腹崩壊地の復旧整備を行うとともに、海岸防災林の防潮堤の機能強化等を実施します。

防災林造成事業 2,616百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303 (直))
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))

水産基盤整備事業（公共）

【48,458百万円】

対策のポイント

- ・ 自然災害に強く安全で安心に配慮した漁港の整備、老朽化対策を積極的に推進します。
- ・ 流通拠点漁港における高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。

<背景／課題>

- ・ 近年、地震・津波や台風等の大規模自然災害が頻発しており、漁港施設の耐震化や漁村の防災・減災対策が喫緊の課題です。
- ・ また、我が国水産物の輸出促進等を図るため、流通の拠点となる漁港における高度衛生管理対策や水産資源を安定的に確保するための漁場整備を推進します。

政策目標

- 漁港・漁村の防災・減災対策の推進
(20%(21年度)→概ね65%(28年度))
- 流通拠点漁港における高度に衛生管理された水産物の取扱量の増加
(29%(21年度)→概ね70%(28年度))

<主な内容>

1. 大規模災害に備えた漁港・漁村の防災・減災対策 27,259百万円

地震・津波、高潮等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、岸壁の耐震化・防波堤の嵩上げや老朽化した漁港施設の長寿命化・更新等を推進します。

直轄漁港整備事業	3,260百万円
水産流通基盤整備事業	2,918百万円
水産物供給基盤機能保全事業	4,307百万円
漁港施設機能強化事業	8,349百万円
水産生産基盤整備事業	8,425百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等 事業実施主体：地方公共団体等	

2. 水産物の輸出促進対策

21,199百万円

流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給を図るため高度衛生管理型施設の整備を推進するとともに、水産資源の安定供給のための漁場整備を推進します。

直轄漁港漁場整備事業	5,940百万円
水産流通基盤整備事業	3,040百万円
漁港関連道整備事業	103百万円
水産生産基盤整備事業	1,482百万円
水産環境整備事業	10,634百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等 事業実施主体：国、地方公共団体等	

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

海岸事業（公共）

【1,000百万円】

対策のポイント

高波・高潮から背後地の人命・財産を守ることを目的として、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農地海岸の背後には、津波や高潮被害から十分な安全性が確保されていない2万haを超える農地等があります。
- ・さらに、大規模地震の切迫や地球温暖化に伴う海面上昇、台風激化など災害リスクが一層増大しています。
- ・このため、海岸事業により沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【約28%（23年度末）→約66%（28年度末）】

<主な内容>

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わって、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業
国庫負担率：2／3等
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199（直））]

農山漁村地域整備交付金（公共）

【165,000百万円】

対策のポイント

農山漁村地域の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村地域において、地震に備えた耐震対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した**防災・減災対策を総合的に推進**することが必要です。
- ・また、農山漁村地域の活性化を図るため、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**農山漁村地域の防災力の向上や農林水産業の基盤整備の推進**を図ります。

政策目標

- 基幹水利施設の機能診断済みの割合
（約4割（22年度）→約7割（28年度））
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加
（約5万2千集落（20年度）→約5万6千集落（25年度））
- 海岸堤防等の整備率 66%（28年度）

<主要内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、以下の整備のうち、農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化に特に寄与度の大きい事業を選択することが出来ます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することが出来ます。
農業農村分野：農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港施設整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は予算の範囲内で、自らの裁量により事業を選択し、地区毎に予算を配分することが出来ます。また、都道府県の裁量で事業間、地区間の融通が可能です。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官（03-6744-2200（直））
森林分野に関すること	林野庁計画課（03-3501-3842（直））
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課（03-3502-5304（直））

強い農業づくり交付金

【21,500百万円】

対策のポイント

国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題です。
- ・このため、早急に取り組むことができるものについて、生産体制の強化や高品質化、低コスト化等に必要な共同利用施設の整備等を支援します。

政策目標

- パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大
(7%(20年度)→19%(32年度))
- 「食料・農業・農村基本計画」において設定された牛肉、豚肉及び鶏肉における需要に応じた生産数量目標の達成等

<主な内容>

食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 〕

〔お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945(直)）〕

強い水産業づくり交付金

【4, 561百万円】

対策のポイント

産地における水産業の強化や漁港・漁村における新しい防災・減災対策の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・水産資源の悪化、漁業者の減少など我が国水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、漁村の活力が低下しています。また、東南海・南海地震等が想定される中、全国的な漁港・漁村の防災・減災力強化は早急に取り組むべき課題です。
- ・このため、産地における水産業を強化し、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等を図ることや、漁港・漁村において災害の未然防止、災害時の応急対応等に資する取組を行うことが必要となっています。

政策目標

- 産地協議会による産地水産業強化計画の策定数
(74計画(23年度)→224計画(26年度))
- 漁村の人口に対し、避難施設が確保されている人口の割合を5%以上増加(55%(24年度)→60%以上(28年度))

<主な内容>

1. 産地における水産業強化の取組に対する支援 2, 383百万円
漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」の実現のために必要となる施設の整備について支援します。

産地水産業強化支援事業
交付率：定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：市町村、水産業協同組合等

2. 広域型の施設整備に対する支援 1, 178百万円
県や複数市町村等広域的な対応が必要となる種苗生産施設等の整備について支援します。

強い水産業づくり交付金
交付率：定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

3. 漁港・漁村における防災・減災対策に対する支援 1, 000百万円
漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設の整備について支援します。

漁港防災対策支援事業
交付率：定額(1/2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課(03-6744-2391(直))]

経営体育成支援事業

【3, 417百万円】

対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営発展を支援していくことが重要です。

政策目標

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

本事業は、都道府県や市町村が人・農地プランの状況等を踏まえて予算を配分する間接補助方式で実施します。

融資主体補助型

中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。その際、過去に融資により顕著な経営改善の効果のあった者に対しては、優先的に配分されるように措置します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

補助率：融資残額（3／10上限）、定額
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148（直））]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【1, 000百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への災害予防のために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、新燃岳や桜島などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村または農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430 (直))]

燃油価格高騰緊急対策

【42,530百万円】

対策のポイント

燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー設備の導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により、燃油価格の急上昇による経営への影響を緩和する仕組みを構築します。

<背景／課題>

- ・施設園芸は秋冬から春にかけての野菜等の供給にきわめて重要な役割を果たしていますが、近年、冬期加温に使用される燃油価格が高水準にあることにより、施設園芸農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっています。
- ・燃油使用量を削減する省エネ型の経営構造への転換を支援することにより農業経営の体質強化を図りつつ、これと併せ、燃油価格の急上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

施設園芸分野における省エネ型の経営構造への転換
(主要な施設園芸産地におけるA重油使用量を15%削減)

<内容>

施設園芸の産地において省エネルギー推進に関する計画を策定し、当該計画で燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して、以下の支援を実施します。

1 施設園芸省エネ設備のリース導入の支援

農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式により、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネルギー設備の導入支援を行い、産地ぐるみの省エネルギー化を集中的かつ計画的に推進します。

2 施設園芸セーフティネットの構築の支援

農業者と国の拠出により、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|------------|--------------------|
| 1の事業 | 生産局農業環境対策課 | (03-6744-2114 (直)) |
| 2の事業 | 生産局園芸作物課 | (03-6738-7423 (直)) |

飼料穀物備蓄対策事業

【7, 153百万円】

対策のポイント

畜産農家への配合飼料の安定供給を図るため、配合飼料の主原料である飼料穀物の一定量を備蓄します。

＜背景／課題＞

- ・我が国の畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の高い飼料穀物を主原料としています。
 - ・また、飼料穀物の調達先が米国から南米等へと急速に移行しつつあり、これに伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送面での新たなリスクが顕在化しています。
 - ・このため、不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の供給ひっ迫に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの備蓄が必要です。
- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし（100%）、こうりゃん（100%）
 - ② 配合飼料の原料割合（H23年度速報）・・・とうもろこし（45%）、こうりゃん（6%）

（これまでの不測の事態における対応事例）

- ・平成10年6月～
降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化した事態に対応。
- ・平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことによる飼料穀物の需給のひっ迫が懸念された事態に対応。
- ・平成23年3月～
東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場が被害を受け、飼料供給がひっ迫した事態に対応し、他地域の飼料工場での配合飼料の増産と東北地方への円滑な供給を支援。

政策目標

不測の事態にあっても、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

＜主な内容＞

飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん）60万トンを備蓄するために追加的に必要となる経費を助成します。

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：（社）配合飼料供給安定機構

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 （03-3591-6745（直））]

飼料自給力強化支援事業

【13, 100百万円】

対策のポイント

放牧施設・採草地やTMRセンターの改修等を緊急的に実施するとともに、国産稲わら等国産粗飼料の利用を拡大する取組に対して支援します。

<背景／課題>

- ・輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るためには国産粗飼料の生産や流通等の機能を強化し、低コストで継続的に利用できる体制を整備していく必要があります。
- ・また、飼料の生産・調製施設等の経年劣化、飼料調製技術の高度化の進展により、施設の継続運営が課題となっており、施設の改修や経営・運営管理面でのサポートが必要となっています。
- ・更に、今般の中国での口蹄疫の発生に伴う中国産稲わらの輸入停止など、粗飼料の海外からの供給が不安定になっており、国産粗飼料の一層の利用拡大を図る必要があります。

政策目標

飼料自給率の向上 26% (20年度) → 38% (32年度)

<主要内容>

1. 採草地や放牧施設等の改修・整備支援

土壌の浸食や流出等により一部が荒廃した放牧地や採草地等の修復、既存の放牧管理用施設（電気牧柵、給水施設、繋留施設、避難舎等）の改修を支援することにより、生産コストの低減や省力化などを推進します（補助率：1／2以内）。

2. 国産稲わら等活用促進

輸入が不安定になっている稲わらについて、①国産稲わらの利用拡大分（輸入から国産へのシフト、国産の利用増）について初期段階の輸送費の一部助成、②稲わらの新たな乾燥・調製体系等の検討への支援、③稲わら以外の国産粗飼料についての試験的な輸送や給与、技術的課題の検討を支援し、国産稲わら等の利用拡大を図ります（補助率：定額）。

3. TMRセンター等体質強化

コンサルタント等を活用した経営診断の受診や運営管理方法等の改善計画の策定を行うとともに、既存のTMRセンターの施設や付帯設備の改修及びコントラクター等による面集積の推進等を行う場合に必要となる経費の一部を支援し、飼料の高度利用を推進します（補助率：定額、1／2以内）。

補助率：定額
交付先：(独) 農畜産業振興機構
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構による公募

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課(03-3502-5993(直))]

資源管理・漁業経営安定対策のうち 漁業経営セーフティーネット構築事業

【3, 910百万円】

対策のポイント

燃油・配合飼料価格の高騰の影響を緩和するために、価格高騰対策の財源を拡充し、その安定的な実施を図ります。

<背景／課題>

- ・漁業・養殖業は支出に占める燃油費・配合飼料費の割合が高いことなどから、燃油・配合飼料の高騰が経営に大きな影響を与えます。
- ・燃油・配合飼料の価格は、中長期的には上昇基調にあると考えられることから、価格の高騰が経営に与える影響を緩和することが、漁業・養殖業経営の安定と水産物の安定供給を図る上で必要です。
- ・24年度に入り加入率が上昇し、漁業者・養殖業者の抛出分が国の抛出分を上回ると見込まれることから、国の抛出分を積み増すことにより、事業の安定的な実施を図ります。

政策目標

資源管理・漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（34年度）

<主な内容>

漁業経営セーフティーネット構築事業

3, 910百万円

国と漁業者・養殖業者が積み立てている基金のうち、国が積み立てている分について、臨時積み増しを行います。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

[お問い合わせ先：水産庁企画課 （03-6744-2341（直））]

畜産経営安定対策

【33,395百万円】

対策のポイント

畜産経営の安定を図るため、飼料価格の高騰や枝肉価格の変動リスク等に対応します。

<背景／課題>

- ・とうもろこし等の穀物価格の高騰による飼料費の上昇や、豚枝肉価格の低下等の問題が生じています。
- ・こうした状況に対応し、畜産経営の安定を図るため、新マルキン事業及び養豚経営安定対策事業による補填金の交付を確実に行うとともに、牛乳乳製品の底堅い需要を確保していくための対策が必要となっています。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））
- 牛肉の生産量（52万t（20年度）→52万t（32年度））
- 豚肉の生産量（126万t（20年度）→126万t（32年度））

<主な内容>

1. 新マルキン事業への積み増し

16,206百万円

想定を超える配合飼料価格の高騰等に対応し、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の補填金の交付を確実に行うために必要な資金の追加造成を行います。

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

2. 養豚経営安定対策事業への積み増し

15,689百万円

想定を超える豚枝肉価格の低落に対応し、養豚経営安定対策事業の補填金の交付を確実に行うために必要な資金の追加造成を行います。

補助率：定額
交付先及び事業実施主体：（独）農畜産業振興機構

3. 生乳需要基盤強化対策

1,500百万円

生乳生産基盤をしっかりと維持していくため、牛乳乳製品の底堅い需要の確保に向けて、生産者・乳業者が一体となって行う新商品・技術の開発、新市場の開拓などの取組を支援します。

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構による公募

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 生産局畜産企画課（03-3502-5979（直））
- 3の事業 生産局牛乳乳製品課（03-3502-5988（直））

畜産経営力向上緊急支援リース事業

【25,000百万円】

対策のポイント

畜産経営における生産性や飼料自給率向上、飼料生産受託組織等の経営高度化及び配合飼料工場における飼料原料多角化に必要な機械のリース方式による導入を支援します。

<背景／課題>

配合飼料価格の高騰や畜産物価格の低迷により、経営環境が悪化していることから、畜産経営等における生産性や飼料自給率の向上等により生産コストを低減し、経営体質の強化を図ることが課題となっています。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））
- 牛肉の生産量（52万t（20年度）→52万t（32年度））
- 豚肉の生産量（126万t（20年度）→126万t（32年度））
- 鶏肉の生産量（140万t（20年度）→138万t（32年度））
- 鶏卵の生産量（255万t（20年度）→245万t（32年度））

<主な内容>

- ①畜産経営における生産性や飼料自給率の向上に必要な機械
 - ②飼料生産受託組織等の経営の高度化に必要な機械
 - ③配合飼料工場における飼料原料の多角化に必要な機械
- のリース方式による導入について支援（補助率：①／3、②については1／2）を行います。

補助率：定額

交付先：（独）農畜産業振興機構

事業実施主体：（独）農畜産業振興機構による公募

お問い合わせ先：

- ①の事業 生産局畜産企画課（03-3501-1083（直））
- ②の事業 生産局畜産振興課（03-3502-5993（直））
- ③の事業 生産局畜産振興課（03-3591-6745（直））

畜産農家等資金対策

【1, 938百万円】

対策のポイント

- ・ 負債の償還が困難な経営に対して長期・低利の借換資金を措置します。
- ・ 経営収支が極めて悪化している経営に対して利子補給や債務保証への支援を強化します。

<背景／課題>

- ・ 畜産経営は、施設整備や運転資金などに多額の資金が必要ですが、配合飼料価格の高騰や畜産物価格の低迷により、経営収支が悪化しています。
- ・ このため、負債の償還が困難な畜産経営に対する支援や、経営収支が極めて悪化している経営に対する利子補給や債務保証への支援の強化が必要となっています。
- ・ また、畜産経営と同様に経営環境が厳しさを増している中小食肉卸売事業者団体に対する資金調達への支援が必要となっています。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

○生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））

○牛肉の生産量（52万t（20年度）→52万t（32年度））

○豚肉の生産量（126万t（20年度）→126万t（32年度））

<主な内容>

1. 畜産特別支援資金融通事業

938百万円

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通（貸付期間25～29年度、融資枠500億円）するとともに、経営改善指導を行います。

更に、配合飼料価格の高騰等による経営費の増大や、畜産物価格の低迷により、急速に悪化している経営に対し、25～26年度において特例的に利子補給や債務保証への支援の強化、償還困難な負債の一括借換を実施（融資枠500億円）するとともに、24年度第4四半期の貸付においても同様の特例的な支援（融資枠100億円）を行います。

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構による公募、（社）中央畜産会

2. 国産食肉流通合理化緊急資金支援事業

1,000百万円

国産食肉の共同仕入等流通コスト低減に取り組む食肉卸売団体の円滑な資金調達のための債務保証体制の整備を行います。

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 生産局畜産企画課（03-3501-1083（直））

2の事業 生産局食肉鶏卵課（03-6744-2130（直））

大豆・麦等生産体制緊急整備事業

【33, 357百万円】

対策のポイント

大豆・麦等の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、地域の生産体制整備を支援することにより、これらの生産拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・大豆・麦については、連作障害や低収量等により作付面積が横ばい又は微減の傾向にあるところです。
- ・大豆・麦等の生産拡大を図るためには、都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会（市町村・生産者団体等）が中心となり、地域が一体となって、品種転換や新技術の導入、ほ場条件の改善等に取り組むことが重要です。

政策目標

大豆・麦及びその他土地利用型作物の生産の拡大
（24年産大豆・麦の生産量からの増加）

<主な内容>

大豆・麦等の生産拡大を図るため、都道府県農業再生協議会に補助金を交付し、地域の実情に応じ、農業機械のリース導入、新品種への転換、ほ場条件の改善など、大豆・麦等の生産拡大のための取組を総合的に支援します。

<支援の対象となる取組>

- ①品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
 - ・機械の購入・リースや資材の購入等に要する経費
 - ・その他、生産性向上、生産体制の強化等に要する経費
- ②ほ場条件の改善に向けた取組
 - ・簡易な土壌改良に要する経費
 - ・その他、ほ場条件を改善する際に要する経費
- ③その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組
 - ・検討会の開催など、麦、大豆等の生産拡大のための取組に要する経費

※ 地域の判断により、大豆・麦以外にも、国からの交付額の一定割合を大豆・麦と組み合わせて生産される土地利用型作物に係る取組へ助成することも可能とします。

（補助率：定額（事業実施主体が行う支援は、1／2以内、10／10以内）
事業実施主体：都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会）

（注）都道府県農業再生協議会への交付額は、当該県における大豆・麦の作付面積に一定額（水田：10千円／10a、畑：3千円／10a）を乗じた額を上限とします。

[お問い合わせ先：生産局穀物課（03-3597-0191（直））]

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業

【6, 500百万円】

対策のポイント

甘味資源作物の増産・生産回復、農業機械の導入、製糖工場及び精製糖工場の体質・機能強化の取組について、さとうきび増産基金等の基金を造成し、支援します。

<背景／課題>

- ・さとうきび、てん菜等は台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や冷涼地帯での畑作輪作を展開する北海道における基幹作物であり、地場産業である製糖工場とともに地域経済を支える存在ですが、大型の台風、高温多雨などの異常気象や病害虫の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっています。
- ・このような状況が継続することは、地域経済への影響が大きいことから、早期に甘味資源作物の増産を図り、安定生産体制を緊急的に確立する必要があります。

政策目標

- 鹿児島県南西諸島及び沖縄県のさとうきび生産を平年並みの生産量水準（140万トン水準）に増加
（100万トン（23年産）→140万トン（27年産））
- てん菜の作付面積を6万haに回復
（59,200ha（24年産見込み）→60,000ha（25年産））
- 砂糖の安定供給を通じた砂糖需要の回復
（199万トン（23砂糖年度）→203万トン（24砂糖年度））

<主な内容>

1 さとうきび・甘しや糖対策

3, 510百万円

（1）さとうきびの増産に向けた取組への支援

さとうきび生産者が実施する土づくり、農薬とフェロモントラップを組み合わせた総合防除や農地流動化などの増産・生産性の向上に向けた取組、経営の安定化に向けた輪作体系の導入・複合経営の確立に向けた取組等について、各地域ごとの気象条件等に応じて支援します。

補助率：定額

助成対象者：生産者、生産者組織等

(2) 甘しゅ糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援

さとうきび生産者に対する支援を行っている製糖工場に対し、生産性向上や環境負荷軽減に資する施設整備・機能強化に要する経費を支援します。

補助率：定額（1／2、6／10以内）
助成対象者：製糖工場

2 てん菜・てん菜糖対策

680百万円

(1) てん菜の生産回復に向けた取組への支援

てん菜生産者が実施する土づくり、病虫害防除などの生産回復・生産性の向上に向けた取組等について、各地域ごとの気象条件等に応じて支援します。

補助率：定額
助成対象者：生産者、生産者組織等

(2) てん菜糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援

てん菜生産者に対する支援を行っている製糖工場に対し、生産性向上や環境負荷軽減に資する施設整備・機能強化に要する経費を支援します。

補助率：定額（1／2、6／10以内）
助成対象者：製糖工場

3 農業機械等導入支援

1,010百万円

ア てん菜等の安定的な生産体制の確立に向けた取組を支援

てん菜等の生産における労働力不足を補うため、作業の外部化や省力化に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：定額（物件相当額の1／2以内）
助成対象者：生産者組織等

イ さとうきびの安定的な生産体制の確立に向けた取組を支援

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：定額（リース料の6／10以内）
助成対象者：生産者組織等

4 精製糖工場支援

1, 300百万円

(1) 未利用エネルギーの有効活用による省エネルギー化の推進

大量の熱を発する結晶工程をはじめ、砂糖の製造工程で発生する熱や蒸気を再利用する小規模発電施設やヒートポンプ技術の導入に要する経費を支援します。

補助率：1/3
助成対象者：精製糖事業者等

(2) 砂糖の既存製造工程における省エネルギー化の推進

大量のエネルギーを消費する製造工程について、遠心分離装置、結晶缶などの施設・機器の改良、より効率的な施設・機器への変更に要する経費を支援します。

補助率：1/3
助成対象者：精製糖事業者等

[お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-3501-3814（直））]

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策

【12,938百万円】

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、緊急捕獲活動や侵入防止柵の機能向上の取組を緊急的に支援します。

<背景／課題>

- ・近年の野生鳥獣の個体数増加による被害の深刻化、広域化に対応するため、捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止による集中的かつ効果的な被害対策を緊急的に実施することが必要です。

政策目標

野生鳥獣の有害捕獲の強化（30万頭を緊急捕獲）

<主な内容>

都道府県段階で基金を造成した上で、通常の捕獲目標等を強化した「緊急捕獲等計画」に基づく以下の取組を継続的に支援します。

- （1）野生鳥獣の緊急捕獲活動の支援（捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費の助成、捕獲個体の焼却等処理の支援）
- （2）地域における侵入防止柵の機能向上の支援

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地域協議会等

お問い合わせ先：

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958（直））

地域バイオマス産業化推進事業

～バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり～

【1, 064百万円】

対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を支援します。

<背景／課題>

- ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの強化と地域の活性化が重要な課題となっていますが、バイオマスの事業化のためには、川上から川下の関係事業者等の連携により、経済性のある原料収集から製造・利用までの一貫システムを確立する必要があります。
- ・このため、7府省が連携し、木質、家畜排泄物、食品廃棄物などの地域のバイオマスを活用した産業化と地産地消型の再生可能エネルギーの強化を推進し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を支援します。

※7府省：内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省

政策目標

- 地域のバイオマスを活用した産業化と地産地消型の再生可能エネルギーの強化
- 2020年に約2,600万炭素トンのバイオマス利用と約5,000億円規模の新産業創出

<主な内容>

1. 地域バイオマス産業化支援事業（計画づくり支援） 24百万円
地域のバイオマスを活用した産業化と地産地消型エネルギーの強化によりバイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を目指す地域（市町村・企業連合等）による計画づくりを支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 地域バイオマス産業化整備事業（施設整備支援） 1,040百万円
計画に位置づけられたプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援します（7府省が共同で地域を選定・連携支援）。

（ 補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479（直））]

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業

【1, 000百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。

政策目標

再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を5年後に全国100地区実現

<主な内容>

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業

1, 000百万円

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築への支援を行います。

【具体的内容】

- ・国の補助金を受けた基金から、モデル的な取組に必要な発電施設の整備に必要な資金を助成
- ・毎年度、売電収入の5%以上を地域の農林漁業の発展に貢献する取組に活用
- ・助成金相当額を法定耐用年数で除した額を、毎年度、基金に納付
(納付額の累計が助成金相当額に達した時点で納付は終了)

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507（直））

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【120百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電力の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用して小水力等発電を導入することにより、自らが消費する電力を自らが発電する、あるいは、売電収入を施設の電力料金等の維持管理費に充てることが可能となります。
- ・このため、平成24年3月30日に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の適正な維持管理を確保する観点から、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。

政策目標

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する。

<主な内容>

1. 県別マスタープランへの支援

120 百万円

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画（マスタープラン）の策定等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-6744-2209（直））]

6次産業化推進事業

【4, 000百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業成長産業化ファンドへの出資、農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備、新商品開発等の支援を行います。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した地産地消、高付加価値化、6次産業化、農商工連携等の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な業種の事業者の連携、ネットワークの構築を通じて、このような取組の面的な拡大を図ります。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主要内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの拡充 10, 000百万円(財投資金)

農林漁業成長産業化ファンドを通じ、農林水産物等を活かした新たな事業活動の開拓に必要な資金需要に対応できるよう株式会社農林漁業成長産業化支援機構に対する出資を拡充します。

出資 10, 000百万円(産投出資)
事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構

2. 6次産業化推進事業 4, 000百万円

(1) 農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要となる大規模な加工施設・機械の整備等を支援します。

(2) 地産地消等の推進のため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等、多様な事業者が参画する6次産業化のネットワークの構築に向けた推進会議の開催、ネットワークによるプロジェクトの調査・検討、農林漁業者が多様な業種の事業者と連携して行う新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

[平成24年度補正予算の概要]

- (3) 各都道府県単位で行う6次産業化のネットワークの構築に向けた普及啓発活動、マッチング促進のための交流会の開催、取組の中核となる農林漁業者等へのサポート活動等の取組を支援します。

補助率：(1) 1/2
(2) 1/2、2/3
(3) 定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1の事業 食料産業局総務課ファンド企画室 (03-6744-1519 (直))
2の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473 (直))

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6, 000百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組みを支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、**地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要**であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、**地域間の交流を推進することが必要**です。
- ・また、東日本大震災を教訓として、地震、豪雨等の自然災害に対する危機管理が高まっており、**安心・安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るため、避難施設として活用される地域コミュニティ施設や生産施設など、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化に対する支援が必要**です。

政策目標

全国250市町村で定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）

<主な内容>

1. 防災・減災対策事業（拡充）

【3, 000百万円】

農山漁村における安心・安全な暮らしを実現するため、災害時の避難所として活用される施設等の整備、補強、機能強化を支援します。

2. 高付加価値化等対策事業

【2, 000百万円】

農山漁村地域の所得の向上・安定化を図るとともに、都市住民等との交流等を加速させるため、高付加価値化や女性グループの活動拠点となる生産施設、地域間交流拠点施設の整備を支援します。

3. 地域資源活用対策事業

【1, 000百万円】

農山漁村地域に賦存する共同施設や多様な資源（雪冷熱、地熱、廃校、廃屋、林産・水産資源など）を積極的に活用し、施設の効率かつ効果的な運用とともに環境等に配慮した地域づくりの取組みを支援します。

（補助率：定額（1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814（直））]

機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト

【2, 000百万円】

対策のポイント

より健康で豊かな食生活を提供するため、国内の産学官の研究機関等の英知を結集し、健康の維持増進に役立つ画期的な農林水産物やその加工品の開発及び供給システムの確立を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の日本食を中心としたバランスのとれた食生活が国際的にも注目される中、男性の5割、女性の2割がメタボリックシンドローム（予備群を含む）と推計される等食を巡る健康上の問題が大きくクローズアップされています。
- ・しかしながら、こうした健康上の課題を抱えた方々のニーズにマッチした農林水産物やその加工品の国内外への安定的な供給システムは確立されていないのが現状です。
- ・このため、これらの問題を緩和する画期的な農林水産物やその加工品の開発及び個人の健康状態に対応した供給システムの開発等により、健康で豊かな食生活を享受できる社会の構築に寄与します。

政策目標

- 健康上のリスク低減に役立つ画期的な農林水産物やその加工の開発
- 個人の健康の維持増進に必要な食品等の供給システムの確立

<主な内容>

1. 独法、公設試、民間企業等との連携により、健康上のリスク低減に効果が期待される農林水産物やその加工品の開発及びそれらの生産・流通技術の確立を行います。
2. 医療機関等との連携により、上記で開発された農林水産物やその加工品について、健康への影響評価や個人の健康状態に応じたテーラーメイドな供給システムの開発を行います。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農業・食品産業技術総合研究機構

お問い合わせ先：

農林水産技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）

（03-3502-2549（直））

輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業

【716百万円】

対策のポイント

農林漁業者等が輸出拡大を図る取組をきめ細かに支援するとともに、日本食・食文化を戦略的に発信するプロジェクトへの支援などを実施します。

<背景／課題>

- ・国内の食の市場が縮小する中、日本の雇用・所得を守るためには、2009年340兆円が2020年に680兆円に拡大〔ATカーニー社試算〕するといわれている世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出の拡大や、国内企業の海外展開が必要です。
- ・日本産農林水産物・食品の輸出拡大にあたっては、輸出に取り組む事業者等を直接支援するとともに、日本食文化を発信することにより、その素晴らしさを世界に普及し、海外の需要の拡大に繋げることが重要です。
- ・さらに、世界で高く評価されている日本食・食文化をさらに普及・継承していくことで、国内外の食の市場の開拓を加速することが重要です。
- ・日本食・食文化を普及させるには、継続的かつ波及効果的に世界で正しく伝播させる仕組みを構築することが必要です。
- ・このため、民間の取組のみでは達成困難な日本食・食文化の発信等の輸出促進に向けた取組について支援を行うことが必要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

(4,511億円(平成23年)→1兆円水準(平成32年))

<主な内容>

1. 輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援 216百万円
農林漁業者や食品事業者等が、今後、輸出拡大が期待される品目について明確な目標を設定し、海外市場開拓調査や国内産地への海外バイヤーの招へいなどの活動を行うこと、また、品目別の全国的な輸出振興を図ることにより、地域・地方の製品の輸出拡大を図る取組を支援します。

〔 補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等 〕

2. 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業 425百万円
世界で評価を得ている日本食・食文化が世界中でさらに普及し、次世代へ受け継がれるよう、日本食・食文化を発信する日本食フェスティバルや日本食文化週間の開催、海外メディアに対する国内の取組紹介等を一体的、戦略的に展開するプロジェクトを実施する取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

3. 日本食・食文化の普及推進事業

75百万円

海外における魅力ある日本食の理解の深化を図るため、海外レストラン、日本食の料理人等の世界的ネットワークを活用した日本食の魅力の発信する取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
1の事業 食料産業局輸出促進グループ（03-6744-7045（直））
2、3の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室
（03-6744-0481（直）） 〕

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業 (水産物の輸出促進対策)

【2, 500百万円】

対策のポイント

輸出先国のH A C C P 基準等を満たすための施設の改修整備を進めることで、水産物の輸出拡大を図るとともに、安全・安心な水産物を供給することにより消費拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、世界的な日本食の評価の高まり、アジア諸国等の経済発展に伴う富裕層の増加等により、安全で高品質な我が国水産物へのニーズが海外で大きくなっており、我が国水産物の輸出拡大が水産業の更なる成長に必要となっています。
- ・水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するH A C C P 基準等を満たすための施設の改修が輸出促進にとって急務であります。
- ・このため、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のH A C C P 基準等を満たすための施設の改修整備を進めます。

政策目標

魚介類（食用）の消費量

29.5kg/人年（平成22年度）→ 29.5kg/人年（平成34年度）
※すう勢23.3kg/人年

<主な内容>

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のH A C C P 基準等を満たすための施設の改修整備について支援します。

（ 補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：水産庁加工流通課 （03-3591-5613（直））]

新規就農・経営継承総合支援事業

【9, 876百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、40歳未満の若い就農者は1万4千人（平成23年）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・このため、青年就農給付金の給付、農業法人による雇用への支援により、青年新規就農者数を大幅に増加させる必要があります。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

<主な内容>

新規就農者確保事業

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））]

林業人材育成対策 (「緑の雇用」事業)

【1, 127百万円】

対策のポイント

林業就業者の早期確保・育成を図るため、「緑の雇用」事業の一環として、トライアル雇用、新規就業者に対する基礎的研修、就業環境整備、森林作業道作設オペレーターの研修等を支援します。

<背景／課題>

- ・厳しい雇用情勢が続く中、林業分野においても積極的な雇用対策に取り組むことが重要です。
- ・労働災害発生率の高い林業において、間伐等の森林整備を安全かつ効率的に行える技術等を習得することは重要であり、年度途中採用者に技術等を早期に習得させ、定着できる環境を整える必要があります。
- ・放射性物質汚染地での路網を整備するため、必要な知識等を備えたオペレーターの育成・確保が急務となっています。

政策目標

- 平成32年度までに現場管理責任者等5,000人を育成
- 平成25年度までに森林作業道作設オペレーター1,500人を育成

<主な内容>

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

1. 新規就業者の確保・育成

就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援します。

- ① 林業への新規就業者の確保に向けたガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用
- ② 林業未経験者が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修のうち1年目研修の一部先行実施、育成する人材の定着に向けたOJT研修の追加実施等及び就業環境整備

※ 研修生1人当たり9万円/月等を助成（①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は、これまでより2か月間を延長し、1年目10ヶ月を上限）。

補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

2. 森林作業道作設オペレーターの育成

放射性物質に汚染された森林地域で森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修等の実施に必要な経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|-----------|--------------------|
| 1の事業 | 林野庁経営課 | (03-3502-8048 (直)) |
| 2の事業 | 林野庁研究・保全課 | (03-3502-5721 (直)) |

漁業就業者確保・育成対策事業

【500百万円】

対策のポイント

景気・雇用情勢が厳しい中で、漁業への就業を希望する者への支援を通じて、地域漁業の担い手を確保・育成し、雇用の創出に貢献します。

<背景／課題>

- ・ 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要です。
- ・ 現下の厳しい雇用状況を背景に、漁業が雇用の場として注目されています。

政策目標

毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

国は、事業実施主体が行う本事業実施のための基金造成に対し助成し、漁業の就業情報の提供や就業相談会の開催、漁家子弟を含む新規就業希望者の漁業現場での長期研修（※）等を支援します。

（※実施期間：雇成型 最長1年、幹部養成型 最長2年、独立型 最長3年
受入漁家の研修指導への助成：9.4～28.2万円／月以内（就業形態による）
実施規模200人程度）

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：水産庁企画課 (03-6744-2340 (直))]

強い林業・木材産業構築緊急対策 (「森林整備加速化・林業再生基金」の拡充等)

【92,442百万円】

対策のポイント

輸入木材に対抗し得る強い林業・木材産業を構築するため、木造公共施設やバイオマス利活用施設の整備等の需要拡大と、原木の需給情報システムの整備や金融対策等の経営基盤強化対策を活用して需要に応じた機動的な生産体制を構築する総合的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・円高基調のもと輸入木材の輸入量の増加、大工・工務店の受注状況の不調などから合板、製材品の在庫量が増加し、原木の需要不振が生じたことから、山元の現場における採算性の急激な悪化等の問題を引き起こし、持続的な林業生産活動の実施に支障をきたす状況が生じています。
- ・このような状況に対応するため、木造公共施設や地域材の新たな需要を拡大する木材加工施設、木質バイオマス利用施設の整備等により国産材の需要拡大を図りつつ、全国的な原木需給情報の共有・発信システム開発等により需給ミスマッチを回避する対策を講じるとともに、林業事業者への金融支援や人材育成等により短期的に大きく変動する原木需要に応じた機動的な生産を可能とする体制を構築する必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加 (2,005万m³(23年度)→2,800万m³(27年度))

<主な内容>

各都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金の活用等により、強い林業・木材産業を構築するため以下のような取組を支援します。

(1) 需給情報対策

原木需給のミスマッチが原木価格下落の要因となっていることから、需給見通しに必要な木材情報を共有・発信するシステム開発等により、需給ミスマッチを回避する対策を講じる

①原木需給情報システム開発と地域協議会の開催等

需給見通しに必要な木材情報を共有・発信するシステムの開発を行うとともに、それらを広く活用する体制の整備を図り、それらの情報をもとに地域の林業者等からなる地域協議会が行う原木需給の安定に資するための取組を支援

②木材流通施設整備

原木のストックポイント、製品保管庫等の整備を支援

(2) 需要拡大対策

地域材の需要拡大対策により、需要側からも需給ミスマッチの回避を図るとともに林業・木材産業の強化を支援

③木造公共施設等整備

公共施設の木造化等を推進するため、木造施設の建築や内装木質化等を支援

[平成24年度補正予算の概要]

④木材加工施設等整備

地域材の新たな需要の拡大に資する加工施設等の整備を支援

⑤木質バイオマス利用施設等整備

木質バイオマス利活用施設導入に向けた地域における木質バイオマス利用促進の取組をトータルに支援

⑥地域材利用開発

地域材があまり使われていない分野における新規用途の製品開発や機能性の高い新製品開発等を支援

⑦地域材新規用途導入促進支援

製品化されているが地域において利用されていない分野での木材製品の普及を促進するため、モデル実証等の取組を支援

(3) 経営基盤強化対策

円高等の影響で林業事業体等が新たな取組を行い難い状況の中、経営基盤強化のための対策を講じる

⑧経営基盤強化に資する公庫資金の実質無利子化等

利子助成による公庫資金の実質無利子化や公庫資金の無担保・無保証人での貸付により経営基盤強化や経営安定化に取り組む林業者等を支援

⑨高性能林業機械及び木材加工設備のリース導入支援

既設基金への積み増しと事業期間の延長を行い、リース費用の助成を行う

⑩先進的林業機械緊急実証・普及事業

次世代の先進的林業機械を中心とした作業システムの導入・普及等を支援

⑪林業事業体の経営基盤強化に資する人材育成

地域の市場動向等に機動的に対応できる組織及び人材の育成等を支援

⑫森林病虫獣害対策

鳥獣被害防止施設、森林病虫害防除対策、被害森林の再生等と必要な路網整備を支援

⑬加工流通業者等の資金繰対策の拡充（利子助成）

加工流通業者等が借り入れる運転資金について利子助成の支援

補助率：定額、1/2
事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業体等

お問い合わせ先：

事業全体、①	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
①、③、⑤、⑦	林野庁木材利用課	(03-6744-2296 (直))
②、④、⑥、⑨、⑬	林野庁木材産業課	(03-6744-2294 (直))
⑧	林野庁企画課	(03-3502-8037 (直))
⑨、⑪	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
⑩	林野庁研究・保全課	(03-3501-5025 (直))
⑫	林野庁整備課	(03-3591-5893 (直))

木材利用ポイント

【41,000百万円】

対策のポイント

地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」の実現を目指すとともに、森林資源が豊富な農山村地域の振興を図るためには、年々増加し続けている森林資源（地域材）の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・このため、地域の川上から川下までの関係業者や地方公共団体の関係者等が一体となって、各地域の特徴を踏まえた、地域材の需要を大きく喚起する対策を進めることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万 m^3 （23年度）→2,800万 m^3 （27年度））
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

地域材を活用した木造住宅の建築、内装木質化、木製品等の購入の際に、木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を実施します。実施にあたっては、全国事務局を設置し、都道府県ごとに設置した協議会（※）と連携して、ポイント発行・確認、商品交換などを行います。

※ 都道府県ごとに、川上から川下までの関係業者や地方公共団体等で構成される協議会

木材利用ポイント	41,000百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：林野庁木材利用課（03-6744-2298（直）））

きのこ原木増産体制緊急支援事業

【98百万円】

対策のポイント

福島第一原子力発電所事故により全国的に不足が生じているきのこ原木を安定的に供給できる生産体制を確立し、きのこの生産が継続できるよう支援します。

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響等により、全国的に189万本のきのこ原木が不足しています（平成24年9月末現在）。
- ・このため、きのこ原木の安定供給に必要な作業道の整備等により原木を増産し、原木きのこ生産の継続を図る必要があります。

政策目標

きのこ原木不足（189万本）の解消（平成25年）

<主な内容>

きのこ原木増産整備

きのこ原木の伐採・搬出・運搬等に必要な作業道の整備、伐採した木材をきのこ原木に造材する場合にかかる選別等経費を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059（直））]

担い手への金融支援事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業1,023百万円】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、意欲ある農業者の規模拡大を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える人と農地の問題の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支援することが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達
の円滑化

<主な内容>

人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人：3億円（複数部門経営等は6億円）

法人：10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

(4) 追加融資枠

24年度：100億円、25年度：300億円

[参考	24年度措置済融資枠：660億円	]
	25年度要求融資枠：700億円	

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施期間

平成24年度、平成25年度

4. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165（直））]

林業金融対策

【970百万円】

対策のポイント

木材価格下落により影響を受けている林業者等が、競争力強化のための設備投資や運転資金の確保による経営安定化が図られるよう、無担保・無保証人貸付や利子助成を行います。

<背景／課題>

- ・円高基調のもと輸入木材の輸入量の増加、大工・工務店の受注状況の不調などから合板、製材品の在庫量が増加し、原木の需要不振が生じたことから、山元の現場における採算性の急激な悪化等の問題を引き起こし、持続的な林業生産活動の実施に支障をきたす状況が生じています。
- ・このような状況に対応するため、需要拡大対策等と併せて、林業者等による競争力強化のための設備投資資金や経営安定化のための資金の融通が必要です。

政策目標

林業者等の競争力強化のための設備投資や運転資金の確保による経営安定化に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 無担保・無保証人貸付による競争力強化や経営安定化の推進 850百万円

木材価格下落により新たな設備投資等を手控えている林業者等や資金繰りに支障を来している林業者が、路網の整備や設備投資等による競争力強化や運転資金の確保が図られるよう、平成24～25年度に日本政策金融公庫資金等（林業基盤整備資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金）の無担保・無保証人での貸付を行うため、株式会社日本政策金融公庫等に対する出資等を行います。

日本政策金融公庫出資金 融資枠：48億円
補助率：定額
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫等

2. 利子助成による経営基盤強化の推進 120百万円

木材価格下落により新たな設備投資等を手控えている林業者等が、森林取得による経営規模拡大や設備投資等の競争力強化のための経営基盤の強化に取り組めるよう、平成24～25年度に日本政策金融公庫資金等（森林取得資金、農林漁業施設資金）を借り入れる場合の金利負担を軽減するための利子助成（最大2%、最長15年間）を行います。

林業経営基盤整備緊急利子助成事業 融資枠：50億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（ お問い合わせ先： 林野庁企画課 （03-3502-8037（直）） ）

資源管理・漁業経営安定対策のうち 漁業収入安定対策事業

【7, 151百万円】

対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を実施します。

<背景／課題>

- ・漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していく必要があります。

政策目標

資源管理・漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（34年度）

<主な内容>

資源管理に取り組む漁業者に対する補助

7, 151百万円

漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減収した場合に減収補填をします。

（補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会）

[お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官（03-6744-2355（直））]

漁業構造改革総合対策事業

【5, 000百万円】

対策のポイント

将来にわたる水産物の安定供給を確保するとともに、地域の関連産業の維持等を図るため、高性能漁船の導入等による漁船漁業の収益性の向上等により、厳しい状況下でも操業・生産を継続できる経営体を育成します。

<背景／課題>

- ・我が国漁業は魚価の低迷、燃油価格の高止まり等により厳しい経営環境にあり、漁船の老朽化等が深刻化しています。このような状況は、造船業など関連産業にも影響を及ぼすほか、他国と境界を接する水域で操業する漁船団の国境監視機能にも影響を与え、我が国漁業権益の確保にも支障をきたす恐れがあります。
- ・このため、収益性の高い操業・生産体制を構築する漁業構造改革の取組を推進することが急務となっています。

政策目標

省エネ・省コスト等高性能漁船の導入等により、次期代船建造が可能な収益性の向上（償却前利益が計画期間中に年平均10%向上）

<主な内容>

地域で策定した改革計画に基づき、高性能漁船と漁獲物の高付加価値化の導入等により、漁船漁業の収益性等を高める取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：水産庁漁業調整課（03-3502-8469（直））]

漁業取締船代船建造

【2, 983百万円】

(船舶建造全体計画5, 536百万円)

対策のポイント

外国漁船等による違法操業等の指導・取締体制の強化のため、老朽化した既存取締船の代船を建造します。

<背景／課題>

- ・近年、我が国EEZにおける外国漁船等による違法操業は後を絶たず、巧妙化・悪質化に加え広域化がみられる状況にあり、漁業取締船に対する期待と役割の重要性が大きくなっています。
- ・このような中、漁業取締りの中核を担う漁業取締船白竜丸は、建造後25年を経過し、老朽化による取締能力の低下が目立っています。
- ・漁業取締りの効率化と水産資源の回復のため、白竜丸の代船として最新型の漁業取締船の建造が必要です。

政策目標

- 資源評価において、中位又は高位水準の魚種の増加
- 漁業取締船の建造による造船業等関連産業の需要・雇用の創出

<主な内容>

漁業取締船白竜丸の代船として、最新鋭の漁業取締船を建造します。

(事業実施主体：国（水産庁）)

[お問い合わせ先：水産庁管理課 (03-3502-0942 (直))]